

PCB 廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加方策の検討に係る主な指摘事項

「PCB 廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加方策について（案）」の記載項目ごとのこれまでの検討に係る主な指摘事項は次のとおり。

2. 高濃度 PCB 使用製品・廃棄物に係る基本的な考え方と追加的方策

（1）高濃度 PCB 使用製品・廃棄物に係る基本的な考え方

- いくつかの課題は、基本計画を改定する段階で指摘していたことであり、課題として表に出たのが遅過ぎ。
- 現在の処理の進捗状況を踏まえれば、相当アクセルを踏んでいかないと処理期限内に処理を終えることは困難。各地元自治体はPCB廃棄物処理基本計画の改定における期限延長の際に再延長はしないことを条件に延長を受け入れた。JESCOが仮に処理期限内で事業を終了して膨大なPCB廃棄物が残って、それを事業者が自己責任ということで処理といつても、これは新たな問題を引き起こすことになる。
- 前掲のフロー図の一連の過程を計画的処理完了期限までに終わらすためには、相当前倒しでやらないとその達成は困難。例えば、使用中のPCB使用製品についてはストックホルム条約の期限が平成37年となっているが、その条約上の期限までに使用を廃止すればよいとミスリードをしてはならない。地域によって異なるものの、計画的処理完了期限の2、3年前に使用を廃止するというような計画的使用完了期限を設けるなどの取組をしなければ、廃止・登録・処理の時間が確保できない。
- ストックホルム条約におけるPCBの処理完了に向けた国際的な動きを注視し、国際的に協調できるところは協調し、トップランナーとして日本がやらねばならないことはそのように取り組んでいくべき。
- 関係機関の連携策として、各地域で開催される「PCB廃棄物早期処理関係者連絡会」において情報共有することは重要だが、それだけではなく、関係機関が一緒に事業者に対して現地で説明するといったアプローチも進めるべき。
- 抜本的な対策を考えなければ絶対に処理完了期限に間に合わない。新しい法律の検討は時間が掛かることから、電気事業法とPCB特措法の枠内でどうやっていくかを考えるべき。
- 自治体間の意識に温度差がある。自治体の責任を明確化して処理をしっかりと促進させるべき。
- JESCOの処理が実際どれくらいの期間が必要なのか、最悪のケースを考えたときにどのようになるのかが明らかではない。定量的な処理の見込みを示しつつ、処理を迅速に進める上での阻害要因を早期に把握し対策を考えるべき。
- 計画的に処理を進めようとする事業者に対する配慮が必要。
- 制度改正にあたって、ワーキンググループで整理した議論をいかに盛り込み、実効性のあるものにしていくかが重要。

(2) 高濃度 PCB 使用製品・廃棄物に係る追加的方策

ア 高濃度 PCB 廃棄物及び使用中の高濃度 PCB 使用製品の掘り起こし調査が完了すること

【調査の早期実施の必要性】

- 掘り起こし調査を今年度から実施予定という自治体が全体の七割であるが、特に北九州事業エリアにおいて、計画的処理完了期限が迫っている中で、今から掘り起こし調査を開始するというのは、地元自治体や住民からするとあり得ない状況。
- 掘り起こし調査ができるだけ早く終え、処理対象廃棄物の数量を把握し、JESCO の処理施設の能力から計画どおり処理ができるのかを住民に知らせるべき。
- 北九州市では5年間を要したが、これから5年間かけていたのでは間に合わない。具体的に、掘り起し調査を完了する具体的な期日を定める必要がある。

【調査の支援の必要性】

- 掘り起こし調査については自治体への財政支援が必要。
- 掘り起こし調査に係る地方自治体の実務は大変であり、国がバックアップするべき。

【調査に必要な情報の整備】

- 経済産業省から地方自治体に提供されている自家用電気工作物のデータについて、データが古い、譲渡や廃止等の情報が反映されていない、電話番号が一部の電気工作物しか掲載されていないなどの問題があり、掘り起こし調査の調査票の2割が未達で返送され、電話による調査のフォローアップも困難な状況。
- 自家用電気工作物のデータについて、製造年月日等のデータも掲載し、効率的な掘り起こしを行うために必要な情報提供を地方自治体に対して行うべき。
- 自家用電気工作物のデータを最新のものにするべき。
- 電気事業法のリストの精度の低さは課題で取り上げられているところだが、電気保安関係者は実際に調査を行っており、情報を持っているはず。それらをリストに反映させることができが検討してほしい。

【調査方法の工夫】

- 自家用電気工作物の製造年月日、設置年月日について、新しい時期のものは調査から除外できるのではないか。
- 安定器、小型電気機器を補足できるような調査方法が必要ではないか。
- 国が策定したマニュアルは、全ての PCB 廃棄物を洗い出すには不十分。見直しを願う。
- 回収率の低さについては、調査に協力することが事業者にとってメリットになるような仕組みが必要ではないか。
- 掘り起し調査の際に「PCB とは?」のようなチラシを入れたら、反響が大きく、「知らなかった」という声も多かった。微量に関する都独自の助成制度についても、チラシの配布や講習会での周知を重ねることにより申請数が大きく伸びた。広報を行うことで、確実に現状把握ができていく。

【関係機関の連携強化】

- 挖り起こし調査の調査票記入について、電気保安関係の方の協力が必要。
- 経済産業省における電気工作物等の実数把握について、「PCB 廃棄物早期処理関係者連絡会」を通じて丁寧に対応すべき。
- 挖り起こし調査を実施すると、そもそも電気工作物の製造者が性状をわかつているはずであって、製造者から電気工作物設置者に説明がないという苦情が相当数申し立てられる。
- 製造メーカーからの情報も得て、掘り起こし調査を行うべき。
- 「PCB 廃棄物早期処理関係者連絡会」を頻度を高く開催すべき。
- 製造事業者における PCB 廃棄物の総合窓口の設置、広告による使用中機器の早期交換や届出制度の更なる情報発信、「PCB 廃棄物早期処理関係者連絡会」への参画が必要。
- 製造事業者として、従前から行っている電話相談窓口の設置やウェブサイト上での情報発信に加え、より積極的な情報発信を行ってまいりたい。具体的には、各種会議に参加しての広報や、高濃度の掘り起し調査で使用する情報の提供を想定。ただし、機器の種類によっては流通ルートが多岐にわたり、設置事業者を把握できる部分は限られる。
- 電気事業法の規制対象外の高濃度 PCB 使用製品としては、自動車、鉄道、航空機、船舶に用いられているトランス、コンデンサ、安定器があることに留意することが必要。現在の都道府県市の掘り起こし調査方法では、調査対象の外であると考えられる。その期限内処理の完了に向けて、国土交通省と連携した実態把握が必要ではないか。移動体について報告書への追記が必要。

【調査実施命令】

- アンケートに回答しない人に対して、調査実施命令が必要ではないか。

【使用中の PCB 使用製品に係る都道府県市の立入検査】

- 都道府県市の使用中の PCB 使用製品に係る立入検査権限が必要ではないか。
- 都道府県の掘り起こし調査について、法的権限を持たせるべき。

イ 使用中の高濃度 PCB 使用製品が全て使用を終了すること

【PCB 使用製品の廃止に向けた制度的対応】

- 2頁のフロー図の一連の過程を計画的処理完了期限までに終わらすためには、相当前倒しでやらないとその達成は困難。例えば、使用中の PCB 使用製品についてはストックホルム条約の期限が平成 37 年となっているが、その条約上の期限までに使用を廃止すればよいとミスリードをしてはならない。地域によって異なるものの、計画的処理完了期限の 2、3 年前に使用を廃止するというような計画的使用完了期限を設けるなどの取組をしなければ、廃止・登録・処理の時間が確保できない。（再掲）
- 廃棄物になっていない PCB 使用製品については、PCB 特措法上全く手の打ちようがないという問題がある一方、使用中の PCB 使用製品も含め全部を処理する必要があり、このギャップをどう埋めるかが課題。廃棄物処理法上の廃棄物に該当しないものであっても、廃棄すべきものを廃棄するということで対応を検討すべき。
- 自主的な廃止では期限内に確実に処理することはできないのではないか。

- 使用中の PCB 使用製品を含め、ストックホルム条約締結国としての責務を絶対に守らないといけない。
- 特に気になるのは、使用中の PCB 使用製品に関する掘り起こし調査の迅速かつ確実な実施。PCB 使用製品の使用をいつ停止して、いつ廃棄物として排出するかは使用者の任意に委ねられているのが現状。財産権との関係で法的な使用停止の規制をできないと言うことは十分承知しているが、環境省と経済産業省の強い指導力を発揮して処理期限内に是非処理を終えていただきたい。
- 使用中の PCB 使用製品の使用中止について、今のところは法的な根拠が何もなく、地方自治体が行政指導という形で使用中止を求めているが、強制力のある具体策、究極的には法整備も含めて早急に検討すべき。
- 電気事業法に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令の附則について、現に施設された PCB 使用電気工作物の適用除外から 40 年も経過しており、減価償却されているものとなっている。PCB 使用電気工作物が製造されてはいけないという規制もあることから、その危険性も考慮すると使用停止措置を考えるべき。安定器も同様。
- 期限を切って使用機器の制限をすべき。
- 使用中から廃止までの流れがうまくいっていない。事業者の自由意思に委ねられている。計画的な処理に仕向けるような法整備が必要。
- 使用中の PCB 使用製品の廃止に当たっては、PCB 特措法と電気事業法の役割分担を明確にし、同じ程度の強さの規制となるよう整理すべき。
- PCB を一定量以上所持することを禁止するなどの踏み込んだ措置も必要。
- 未だに使用中の安定器が破裂・液漏れ事故を起こしていることを勘案すると、廃棄物の期限内処理のための使用廃止のみならず、電気器具の保安の観点からも早期使用廃止が求められるのではないか。そうであれば、電気事業法の電気工作物として規制の網にかける必要があるのではないか。
- 船舶車両に使われている機器などは、使用中には把握できず、廃棄物になってからでないと実態調査ができないのではないか。新幹線の車両については JESCO で対応した実績があるので、それらがわかるような書きぶりとすべき。
- 移動体と安定器は電気事業法の対象外となっており、これを電気事業法と PCB 特措法でどのように手当するか検討する必要がある。安定器を電気工作物に該当させられないか、検討してほしい。
- 制度改正にあたっては、計画的処理を進めている事業者への配慮が必要である一方、処理期限直前での処理計画を立てて JESCO への処理が期限直前に集中することのないよう、処理計画を JESCO とよくすり合わせる必要がある。

【電気事業法の枠組の活用】

- 使用中の PCB 使用製品については、経済産業省や電気保安関係の方々のように重点的に権限を持つ方が把握すべき。
- 使用中の PCB 使用製品に対しては、やがて廃棄物となって処理を指導するのは地方公共団体の廃棄物部局であるが、廃棄物となる前の段階においては、規制・指導権限はない。何かしらの指導権限のある電気保安関係の行政が主体的に対応しないと大変なことになる。

【使用中の PCB 使用製品の正確な把握】

- 使用中の PCB 使用製品数、PCB 廃棄物保管量及び JESCO における処理量実績の収支をしっかりと考慮して数値を整理すべき。

- 本項目は、経済産業省の主体的役割が重要。経済産業省において、PCB を使用する電気工作物等の実数把握を、「PCB 廃棄物早期処理関係者連絡会」の場を通じて丁寧にやっていただきたい。
- いつまで使用するのか、いつから廃棄物となるのかをはっきりさせる方策が必要。
- 電気工作物の届出項目を、PCB 廃棄物の届出項目と一致させるべき。
- 電気事業法に基づく届出と PCB 特措法に基づく届出の整合を図るべき。
- 安定器や小型電気機器は電気事業法に基づく届出制度がない。

ウ 高濃度 PCB 廃棄物全てについて、PCB 特措法に基づく届出がなされること

【高濃度及び低濃度 PCB 廃棄物の判別に係る支援】

- 高濃度及び低濃度 PCB 廃棄物を判別する人材・組織の派遣といった支援策を検討すべき。
- 電気機器の製造者が PCB 特措法の責務を果たし国や自治体にもっと協力すべき。

【PCB 廃棄物等の正確な把握】

- 使用中の PCB 使用製品数、PCB 廃棄物保管量及び JESCO における処理量実績の収支をしつかり考慮して数値を整理すべき。（再掲）

エ 届出がなされた全ての高濃度 PCB 廃棄物について、JESCO への処分委託が行われること、その後速やかに当該 PCB 廃棄物が JESCO に搬入され、適正に処理されること

【JESCO への登録・処分委託の促進策】

- PCB 特措法に基づく届出をすることイコール JESCO への登録をすることとなるような指導が必要。
- PCB 特措法に基づく届出と JESCO への登録を一体化させるべき。
- 計画的に処理をしようとしている事業者と意図的に処理をしない悪意のある事業者について配慮して必要な措置を講じるべき。
- 排出者側の廃棄物の搬出計画と、JESCO の処理計画に整合が取れるようにすべき。
- 社会全体で PCB の処理をしなければいけないという情報をもっと社会全体で発信していくなければならない。
- 未だに PCB 廃棄物の有無や処理の必要性を理解していない事業者もあり、国民に対する広報活動を積極的に行うべき。
- 未処理の PCB 廃棄物量を早期に明らかにし、JESCO の処理能力から計画どおり処理ができるのか、処理施設にどの程度の負荷がかかるのかを地元住民に知らせるべき。
- 安定器は室内環境に存在するため、使用者への啓蒙活動が重要。
- 電気主任技術者であっても PCB 廃棄物の処理に係る認知度が低い。周知が必要。
- JESCO への登録にも登録期限を設けるべきではないか。
- 処理の長期見通しについては、的確な数値を把握して見通しを立て、処理完了期限までに必ず終了するロードマップを見せてほしい。毎年、調査踏まえて更新する必要がある。使用期限をどう置くかはWG か親検討会で検討する必要があると思うが、その判断材料とするために、処理見込みは定量性を持った書きぶりにしてほしい

【計画的処理完了期限の達成を確保する PCB 特措法に基づく改善命令】

- 計画的処理完了期限内の処理が極めて難しいと見込める場合に、強い指導ができるような措置が必要。自主的な廃止では期限内に確実に処理することはできないのではないか。
- PCB 特措法上は平成 38 年度までに処理しない場合だけしか改善命令ができない。処理完了期限までの処理の指導に係る法的根拠が必要。
- PCB 特措法に基づく改善命令の現行の規定が処理完了期限達成の穴になっている。
- 改善命令の発動要件を明確にすべき。

【処理費用対策】

- 中小企業や地方自治体の安定器の処理費用が膨大になる処理費用の低減を考えるべき。
- 処理費用と機器の買換え費用の支援策を図るべきである。
- 早い段階できちんと処理された方はとともに費用を負担しなければならなかつたのに、遅れて処理をした方が大幅に料金を軽減してもらうのは公平性を欠き、あまり安易に議論すべきではなく、むしろ強制手段をかけて罰則等を適用する方が公平。
- 拡大生産者責任により電気機器の製造者に今まで以上に PCB 処理基金に拠出してもらうべき。
- 高濃度 PCB については地域住民の信頼を確保するために、確実・迅速に何よりも安全に処理をすべきであり、ある部分公平性を犠牲にしてでもスピーディに処理をしていくという地元ニーズがあるのではないか。
- 公平性の部分は当然あるが、最終的には期限内に処理を完了することの方が重い。
- 一生懸命努力をして早期に処理した人が支援が少なく、最後まで残った人だけ支援するというのは問題。行政代執行という形を用いた上での支援策でなければバランスが取れないのではないか。
- PCB を多量に製造した化学会社なども PCB の製造責任を踏まえ、基金への拠出をすべき。

【処理が滞っている事案の解決】

- 排出先となる地域の地方自治体が、当事者意識を今まで以上に持って事業者に強く指導していくべき。
- 破産、死去、相続等に起因して処理が滞っている事案の解決に当たっての支援策が必要。その費用については、国や地方自治体が全額負担するのは妥当では無く、拡大生産者責任の考え方や既存事例を踏まえてファンドを作るなどすべき。
- 改善命令に従わない者が保管する PCB 廃棄物の行政代執行ができるようにするべき。
- 排出事業者が不明の場合には、排出事業者責任の原則を徹底できないため、製造事業者にも処理費用の応分の負担を求めるべきではないか。
- PCB を多量に製造した化学会社なども PCB の製造責任を踏まえ、基金への拠出をすべき。
- PCB 廃棄物の特殊性を考慮すると、トランクやコンデンサのように堅牢な構造を

していても、PCB が封入されているという性状をもって生活環境保全上の支障を生じるリスクがあるものと判断するべきではないか。それをベースに製造事業者責任に転嫁していくべきではないか。

- 行政代執行の発動要件を明確にすべき。
- 行政代執行に係る支援のあり方としては、産業廃棄物の不法投棄に係る行政代執行の費用支援策と同様に、産業界、特に高濃度 PCB 使用製品の製造事業者も費用を負担すべき。PCB 特措法においても製造事業者責任が規定されているところ。産業界でしっかりと検討してほしい。

【その他】

- ストックホルム条約における PCB の処理完了に向けた国際的な動きを注視すべき。（再掲）
- JESCO のこれまでの事業地域を越えた PCB 廃棄物の搬出が可能となり、安定器の処理が進むようになった。

4. 低濃度 PCB 含有製品・廃棄物に係る基本的な考え方と追加的方策

【期限内処理】

- 低濃度 PCB 廃棄物の処理の全体の進捗管理を定量的に行うべき。
- 低濃度は高濃度と比べて記載が浅い。進捗を把握しつつ何度でも見直していくことが必要。

【低濃度 PCB 廃棄物等の特殊事情】

- 低濃度 PCB 廃棄物について適切に課題が整理されている。特に微量 PCB 汚染廃電気機器の特殊性を踏まえ、課題解決策を検討すべき。
- 低濃度 PCB 廃棄物については、処理体制の整備自体がまだ途上であるところが高濃度と大きく違う。
- 関係者が共通の理解を得て、納得感をもって問題解決ができるよう検討するべき。
- 高濃度 PCB 廃棄物と低濃度 PCB 廃棄物の違いが住民に理解されていない。リスクコミュニケーション・普及啓発が重要。

【処理体制の充実・多様化】

- 課電自然循環洗浄法の対象機器が限定されている状況にあり、その拡大を進めいくべき。
- 処理体制の充実、多様化を図ることがより重要な課題であり、早期に検討を進めるべき。
- 処理対象廃棄物の種類に応じた処理先の確保、周知が課題。

【PCB 汚染の有無の確認】

- 絶縁油の封じ切り機器の PCB 汚染の有無の確認方法は今から考えていくべき。
- 例えば、穴を空けて抜油し、その後穴を塞ぐ手法について技術的な検討ができるのではないか。
- 低濃度 PCB 廃棄物の対策はできるところからやるべきで、機器の定期点検の際に絶縁油を抜油していくような措置も必要。早期処理に向けた方向性や課題は、各関係者が今後具体的に何をしていくかで変わっていく。随時のフォローアップと見直しが重要。